

基準病床数算定の基本的な考え方（案）

1 算定の基本的な考え方（一般・療養病床）

- 地域医療構想で推計された必要病床数は、医療法施行規則に基づき算出した、2025年の医療需要の将来推計に基づく推計値であり、必ずしも将来における変動要素（例：交通網の発達、医療技術の進歩等）をすべて勘案して算出したものではない。
- しかし、今後高齢化に伴い県内の医療需要が増えることは推計から明らかとなっており、病床利用率を上げること等で一定の対応は可能としても、今後、病床を新規整備するには相応の時間がかかることなどを考慮すると、医療需要が急激に増加すると見込まれる地域においては、一定程度の計画的な増床は必要である。
- なお、病床の整備にあたっては、人材の確保が必要であることに留意するとともに、医療技術の進歩や社会システムの進展を踏まえた2025年以降の医療需要の変化を見通しつつ、取り組む必要がある。

【計画策定時の対応】

- 計画策定における基準病床数は、医療法施行規則で定められている算定式に、国告示で示された数値を代入し算定する。ただし、病床利用率など、一部、地域の実情を反映することが認められている。
- また、基準病床数算定の特例として、急激な人口の増加が見込まれ、病床の増加が必要と考えられる場合など計画策定時の事情により、都道府県知事が都道府県医療審議会の意見を聴いた上で厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を基準病床数とすることができるとしている。
- 病床利用率など地域の実情を反映できる部分や特例活用有無については、地域の意見も踏まえながら算定していく。

【計画策定後の対応】

- 計画策定後は、計画期間（2018～2023年）の中間年である2020年に基準病床数の見直しを検討することとし、その間、増加する医療需要に対して各医療機関が病床利用率を上げる努力をした結果や、調整会議を通じた適切な役割分担の進捗状況を検証し、改めてその時点で必要病床数と比較して2020年以降増床することの必要性について判断することとするが、その際にも国との特例協議は別途必要となる。
- 2025年に向けた必要な病床機能の確保及び増床については、病床の機能

区分ごとの医療需要、高齢者人口の推移、疾病別の医療供給の状況、各医療圏の医療機関の分布状況等を確認しながら、地域の実情を十分に踏まえつつ、引き続き検討していく。

2 第2回地域医療構想調整会議での基準病床数検討の流れ

(1) 採用病床利用率の検討

- 事務局から提示する算定シミュレーションを確認し、各地域で病床利用率について協議を行い、意見を聴取する。

基本 人口：直近の人口、病床利用率：国告示

検討1 人口：直近の人口、病床利用率：病床機能報告

- 基本パターンで計算した際に、第6次計画の基準病床数より減少する地域（資料3-3 上段がプラスとなる）は、国告示の下限値を採用することを原則とし、それ以外の地域は、地域の実情に応じて国告示ではなく平成28年度病床機能報告から算出した病床利用率を採用（資料3-3 下段）することも可能とする。

(2) 特例の活用の検討

- 事務局から提示する算定シミュレーションを確認し、特例（　）の活用有無について協議し、意見を聴取する。

検討2 人口：2020年の推計人口、病床利用率：国告示

検討3 人口：2020年の推計人口、病床利用率：病床機能報告

- 基本パターンで計算した際に、第6次計画の基準病床数より減少する地域も含めて、将来の医療需要の増加を考慮して、特例を活用して基準病床数を上乗せするかどうか検討する。

<想定される地域のパターン>

基本パターンで計算した際に、第6次計画の基準病床数より増加する地域（資料3-3 上段がマイナスとなる）

特例を活用してさらに上乗せするかどうか検討する

基本パターンで計算した際に、第6次計画の基準病床数より減少する地域（資料3-3 上段がプラスとなる）

特例を活用して上乗せするかどうか検討する

基準病床数算定時の特例措置（法第30条の4第7項）

基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれること、特定の疾患に罹患する者が異常に多いことなどの事情がある場合は、算定基準等に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数またはその同意を得た数を基準病床数とすることができる。

3 県医療審議会へ提出する基準病床数（案）について

- 上記2(1)～(2)にかかる各地域医療構想調整会議での意見を踏まえて県で（案）をまとめ、県医療審議会（10月下旬）で国との協議に向けた方向性について意見を伺うこととする。

<参考>これまでの地域の意見

圏域	意見
全圏域	・病床利用率を上げて対応し、増床は慎重にしたい。
横浜 川崎	・必要病床数は大幅な増加傾向にもかかわらず、第7次計画で基準病床数が減ると将来の医療需要に対応できない可能性があるので、一定程度の計画的な増床は必要。
県央	・医療資源が少なく患者が流出している地域であり、救急が成り立たなくなる恐れがあるため救急機能を担う病床を確保したい。 ・自己完結率を上げたい。 ・地域包括ケア病床の整備が必要。
湘南西部	・自己完結率が高く、未稼働の病床が一定数あるため、病床数は現行計画と同程度で十分。